

# 白 浜 町 森 林 整 備 計 画

計画期間 自 2024（令和 6）年 4 月 1 日

至 2034（令和16）年 3 月31日

（令和 8 年 3 月変更）

和 歌 山 県

白 浜 町

# 目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	11
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の種類別の標準的な方法	13
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	17
3	その他必要な事項	17
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	18
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	18
3	森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項	18
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	18
5	その他必要な事項	19

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	19
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3	共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項	20
第7	作業路網その他森林の整備のための必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	20
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	21
3	作業路網の整備に関する事項	21
4	その他必要な事項	23
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	23
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	24
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	25
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	27
2	その他必要な事項	27
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	27
2	鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	28
3	林野火災の予防の方法	28
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	28
5	その他必要な事項	28
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	30
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	30
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	30
4	その他必要な事項	31

V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	32
2	生活環境の整備に関する事項	33
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	33
4	森林の総合利用の推進に関する事項	33
5	住民参加による森林の整備に関する事項	33
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	34
7	その他必要な事項	34

## I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

当町は紀伊半島の南西部に位置し、熊野灘に面し、北は西牟婁郡上富田町及び田辺市に、東はすさみ町及び東牟婁郡古座川町にそれぞれ接している。温泉、海岸美を活用した観光地が栄え、中央部には南北に県二級河川富田川が流れ、その流域の平野部に集落及び耕作地が開け、東部には広大な林野が広がっている。当町の中央部を日置川が貫通して、その流域に沿って行政区域を有しており、地域森林計画は紀南地域森林計画区に属している。

当町の地域森林計画対象民有林面積は16,038haであり、その内、スギ・ヒノキを主体とした人工林は9,313haで、人工林率は約58%で、富田川右岸では殆どが天然林、左岸では人工林・天然林である。また、林業を取り巻く情勢は、住宅着戸数の減少等による木材需要の減少、木材価格の低迷等で厳しさを増している。

しかし、森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、当町においても公益的機能に優れた健全な森林を育成するために、人工林の間伐の推進及び天然林の整備を積極的に実施することとする。このような森林資源状況の中で、今後目標は、適地の減少等に伴い拡大造林は望めないことから、保育、間伐を適正に実施していくことが重要である。

林業振興、山村地域の発展と住民福祉の向上を図るため、適切な森林施業を計画的に実施して、「林業経営可能な山づくり」を目標に森林資源の維持造成を図ると共に森林の有する多目的機能の総合発揮に努める。さらに、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」周辺の森林については、和歌山県景観計画において特定景観形成地域にも指定されており、それぞれの趣旨を鑑み、「文化的景観」に配慮した森林整備が必要である。

さらに、2019年4月に施行された森林経営管理法に基づく市町村による新たな森林経営管理を推し進めることが求められており、林業の経営が成り立つところは林業事業体への再委託を、成り立たないところは新たな財源を活用して市町村自らが森林整備等を行うシステムを確立させる必要がある。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能ごとに、その機能発揮のうえから望ましい森林の姿は、次のとおりである。

#### ア 木材等生産機能（木材等生産機能維持増進森林）

林木の育成に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な樹木からなる成長率の高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備され、効率的な森林施業が可能な森林

#### イ 水源涵（かん）養機能（水源涵（かん）養機能維持増進森林）

下層植生とともに根系の発達が良好であり、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力が高い土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進するような施設が整備されている森林

#### ウ 山地災害防止／土壌保全機能（山地災害防止機能維持増進森林）

根系が深くかつ広く発達している森林で、落葉層を保持し、適度な陽光が入ることによって、下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設等が整備されている森林

#### エ 快適環境形成機能（快適環境形成機能維持増進森林）

大気の浄化、風や騒音等の遮蔽能力が高くかつ諸害に対する抵抗力があり、葉量の多い樹種によって構成されるなど、快適な生活環境を保全する森林

#### オ 保健・レクリエーション機能（保健機能維持増進森林）

海岸・渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、自然とのふれあいの場として住民等に憩いや学びを提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション・教育的活動に適した施設が整備されている森林

#### カ 文化機能（生物多様性保全機能を含む）

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて風致のための施設が整備されている森林及び原生的な森林生態系を保持し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの機能に応じた適正な整備及び保全を進めることにより、健全な森林資源の維持増進を図る。

(1)で掲げるそれぞれの機能に応じた適正な整備及び保全の基本的な考え方は、次のとおりである。

### ア 木材等生産機能

効率的かつ安定的な木材資源の供給を基本とし、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するため、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、施業の集約化や機械化等による効率的な森林整備及び保全を推進する。

森林経営計画の作成促進を図ることによって、森林の多面的機能の十分な発揮に資する持続的な森林経営を確立するとともに、森林の保続培養を可能とする適正な伐採後の造林や人工林資源を活用するため作業路網等の積極的な整備を図り、間伐などの森林施業が長期の視点に立って効率的かつ継続的に実施されるよう推進する。

### イ 水源涵（かん）養機能

高齢級の森林への誘導を推進することを基本とし、伐採に伴う裸地化の縮小や分散化、天然力の活用により、水源涵（かん）養機能を維持増進させる必要のある森林について、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進する。

### ウ 山地災害防止機能／土壌保全機能

高齢級の森林への誘導を基本とし、長伐期施業や複層林施業を推進するとともに、伐採に伴う裸地化の縮小や分散化、天然力の活用により、山地災害防止や土壌保全の機能を維持増進させる必要のある森林について、根系、下層植生の良好な発達が確保され林木の成長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進する。

### エ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境の保全・創出を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、快適環境形成の機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する有効性・抵抗性の高い活力ある森林に誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

オ 保健・レクリエーション機能及び文化機能（生物多様性保全機能を含む）  
憩いと学びの場の提供や美的景観の維持・形成、多様な生物の生育・生息の場の保全を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、文化機能及び生物多様性保全機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、クヌギ・コナラ類や備長炭の原木となるウバメガシ等の郷土樹種を主体とする森林、原始的な自然環境を保持し、貴重な動植物の生息・生育している森林などに誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

なお、これらの森林整備を推進するために必要な造林から伐採に至る森林施業の推進方策については、間伐の着実な実施が重要課題になっていることから、当町の担い手の主体である森林組合を中心に保育作業を実施することとする。

合わせて、今後は主伐期を迎える林分が多くなること等から、高性能林業機械の導入を含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進するものとする。

加えて、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、スギ等人工林の主伐量の増加、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）等による再造林面積の増加による資源の循環利用を積極的に推進し、花粉発生源対策を加速化させる。

また、適切な森林整備を推進していくために、森林組合等の林業経営体、林研グループ、森林総合監理士、林業普及指導員、森林所有者、森林管理署、その他の市町村等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、啓発普及に努めるとともに、国・県の補助事業「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置を含む補助事業の積極的活用を努め、森林整備の推進を図るものとする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、町、森林所有者、森林組合、民間事業者、森林管理署等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

## Ⅱ、森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次のとおりである。

地域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	ブナ ケヤキ	その他 広葉樹
町内全域	35年	40年	35年	50年	15年	80年	20年

（注）標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

海布丸太等特殊材生産並びにエリートツリー及び早生樹に係るものには適用しない。

#### ア 育成単層林施業

育成単層林施業については、人工林、おおむね30年以下のクヌギ、コナラからなる単層林及び人工造林によって高い林地生産力が期待され、かつ、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である天然林等を対象として、次に示す育成単層林施業の標準的な方法に従って実施するものとする。

施業の区分	標 準 的 な 方 法
育成単層林施業	<p>主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保を考慮し、1箇所当たりの伐採面積は、おおむね20ha以内とするとともに、伐採箇所についても努めて分散をするものとする。胸高直径がおおむね下表に掲げる値となる時期を目安とする。</p> <p>皆伐後に天然更新を行う場合には、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は主伐に準ずるものとし、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合には、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採を行うものとする。</p>

#### イ 育成複層林施業

主伐にあたっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえて、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して選木を行うものとする。

択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によることとする。

漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮することとする。

#### ウ 天然生林

天然生林については、主伐は、国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐、その他の施業を行う必要のある森林は、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

## 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、次に示す皆伐又は択伐によるものとする。

区分	標準的な方法
皆伐	<p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。</p>
択伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植林による場合にあっては40%以下）の伐採とする。</p> <p>択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p> <p>ただし、備長炭生産のために必要となる薪炭材（ウバメガシ・カシ類）の生産については、「紀州備長炭原木林の「択伐」技術マニュアル」（平成27年3月 和歌山県 林業振興課 発行）を参考とした択伐とすることができる。</p>

	<p>なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるにあたっては、以下のア～カに留意する。</p> <p>ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特徴、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。</p> <p>イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。</p> <p>ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p> <p>エ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するとともに和歌山県天然更新完了基準に基づき確実に更新が図られるよう配慮する。</p> <p>オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。</p> <p>カ 上記ア～オに定めるものを除き、「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン(令和元年8月1日付け和歌山県農林水産部森林・林業局通知)」により現地に適した方法で、伐採及び集材を行うものとする。</p>
--	--

### 3 その他必要な事項

主伐期を迎える人工林について、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を加速化し、計画的かつ効率的な伐採を促進することとする。加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとする。

また、森林の無届伐採や違法開発を防止するため、県と連携して管内の森林巡視活動を行い、適正な森林施業を確保に努める。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次のとおりとする。

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、ウバメガシ、クヌギ、ケヤキ、コナラ等

(注) 本表以外の樹種を植栽しようとする場合は、森林総合監理士、林業普及指導員、林業試験場又は当町の林務担当課と協議のうえ、適切な樹種を選択することとする。

## (2) 人工造林の標準的な方法

### ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1haあたりの標準的な植栽本数を植栽する。

また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、次表の植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合のほか、マツ類、その他針葉樹及びその他広葉樹の仕立ての方法及び植栽本数を決定しようとする場合には、森林総合監理士、林業普及指導員、林業試験場又は当町の林務担当課に相談のうえ、適切な植栽本数を判断することとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努める。

### イ 人工林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）
スギ	疎仕立	2,000（1,500）～3,000
	中庸仕立	4,000
	密仕立	6,000
ヒノキ	疎仕立	2,000（1,500）～3,000
	中庸仕立	4,000
	密仕立	6,000
クヌギ、コナラ等		3,000（2,000）～4,500

(注) ( )書きの植栽本数については、単木的な処理等による効果的な獣害防止対策が実施され、成林することが見込まれる場合に適用できるものとする。

ウ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵えを行い隣地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けるものとする。
植栽の時期	2月～3月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した時期(10月～11月)に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区 分	期 間
皆伐による伐採	3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。
択伐による伐採	林冠の再閉鎖を見込むことができないものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。 ただし、ぼう芽更新が期待できる場合はこの限りでない。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系、種子を供給する母樹の存在、天然稚樹の育成状況、周囲の森林の状況等を勘案して、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

また、期間内に更新が見込まれない森林については、天然更新補助作業等を行い、確実な更新を図るものとする。

なお、天然更新補助作業を実施しても更新が期待できない森林については、植栽により更新を確保するものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マツ類、カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等和歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木性又は小高木性となりうる樹種
うちぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等の高木性又は小高木性の樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき立木の本数は、稚樹高50cm以上の更新樹種の本数が、下表の期待成立本数に10分の3を乗じた本数(1haあたりおおむね3,000本)以上となるよう更新することとする。

なお、ぼう芽更新による場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植え込みを行う。

[天然更新の対象樹種の期待成立本数]

樹種	期待成立本数
マツ類、カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等和歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木性または小高木性となりうる樹種	1haあたり約10,000本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐食の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈り出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている場所について行う。
植え込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽の発生状況等を考慮し、ぼう芽の優劣が明らかになる頃に、芽かきなどぼう芽整理を行う。

#### ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、更新すべき立木の本数以上の天然更新対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「和歌山県天然更新完了基準書」に基づいて確認することとする。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

林地の荒廃を早期に防止するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過した日までに適確な更新を確保するものとする。

なお、更新調査の結果、更新樹種の成立本数が天然更新すべき立木の本数に満たない場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新すべき立木の本数を満たすよう天然更新補助作業又は植栽を行うよう指導するものとし、植栽完了後に改めて更新調査を行うものとする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とし、周辺森林の天然更新の状況を勘案し、判断するものとする。

#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
特になし	

### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

#### (1) 造林の対象樹種

##### ア 人工造林の場合

第2の1の(1)のとおりとする。

## イ 天然更新の場合

第2の2の(1)のとおりとする。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で生育し得る最大の立木の本数については、稚樹高50cm以上に成長した対象樹種が期待成立本数、(1haあたり10,000本)に10分の3を乗じた本数おおむね1haあたり3,000本以上成立した状態とすること。

## 5 その他必要な事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壤等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

## 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	標準伐期施業 長伐期施業	4,000	12	18	26	41	間伐率は、材積率35%以下とする。 なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満の森林においては10年、標準伐期齢以上の森林においては15年とする。
ヒノキ	標準伐期施業 長伐期施業	4,000	19	24	33	45	

(1) 間伐とは、森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

- (2) 「間伐を実施すべき標準的な林齢」は、平均的な地位における標準的な林齢を示している。本表によらない場合は、施業体系及び植栽本数等に応じて、人工林分収穫予想表を参考に適切な施業を行うこととする。
- (3) 柱材生産を目標とした標準伐期施業においては、標準伐期齢を超える4回目の間伐は実施しない。
- (4) 長伐期施業とは、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とする森林施業の方法とする。
- (5) 5回目以降は、5～15年間隔を目安に間伐する。
- (6) 上記にかかわらず、間伐の実施にあたっては、立木の成長量などに留意のうえ、森林状況に応じた施業を実施することとする。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

### (1) 保育の作業種別の標準的な方法

#### ア 実施すべき標準的な林齢及び回数

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1年	2	3	4	5	6	7	8	10	12	14	16	18	20	…
下刈	スギ	1回	1	1	1	1		1								
	ヒノキ	1回	1	1	1	1	1		1							
除伐	スギ									1～2						
	ヒノキ									1～2						
枝打ち												2				

※下刈りにあつては植栽木の生育状況や下草の繁茂状況などを勘案し、上表によらず効率的な施業を行うこととする。

#### イ 標準的な方法

保育の種類	樹種	標準的な方法
下刈	スギ	植栽木が下草から抜け出るまで行う。 実施時期は6月～7月頃を目安とする。
	ヒノキ	

除 伐	スギ ヒノキ	<p>造林木の成長を阻害し、又は阻害することが予想される進入木を除去する。</p> <p>進入した広葉樹については、土壌の化学性の維持改善、景観の向上を図るため、形質の良好なものの保存を考慮することとする。</p> <p>実施時期は8月～10月頃を目安とする。</p>
枝打ち		<p>病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を得るため、必要に応じて行う。</p> <p>実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。</p>

### 3 その他必要な事項

1に定める間伐の基準に照らし、木材等生産機能区域内の人工林について、過去10年で施業を実施したと確認できない全ての人工林については計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在を明確にし、森林経営計画等によって適切な施業を推進する。

なお、これに該当する森林の所在については、森林GIS等で明確化するとともに、隣接する未整備森林の整備についても検討し、適切な施業を推進する。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

#### ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

#### イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

なお、シイタケ生産用原木（クヌギ・コナラ）と備長炭生産のために必要となる薪炭材（ウバメガシ・カシ類）の生産については、地域森林計画で定める標準伐期齢以上であれば、伐採することができる。

ただし、伐採方法の種別は択伐とする。

区域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	ブナ ケヤキ	その他 広葉樹
全域	45年	50年	45年	60年	25年	90年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

#### ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林について定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等について定めるものとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵

等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定めるものとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（生物多様性保全機能を含む）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能森林等について定めるものとする。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

当町では、円月島が生物多様性保全機能を含む保健機能維持増進森林区域となる。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1)のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

イ 森林施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮したうえで伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域

独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

なお、シイタケ生産用原木（クヌギ・コナラ）と備長炭生産のために必要となる薪炭材（ウバメガシ・カシ類）の生産については、地域森林計画で定める標準伐期齢以上であれば、伐採することができる。

ただし、伐採方法の種別は、択伐とする。

〔長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限〕

区域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	ブナ ケヤキ	その他 広葉樹
全域	70年	80年	70年	100年	30年	160年	40年

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

### (2) 森林施業の方法

効率的かつ安定的な木材資源の供給を基本とし、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するため、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、施業の集団化や機械化等による効率的な森林整備及び保全を推進する。

森林経営計画の作成促進を図ることによって、森林の多面的機能の十分な発

揮に資する持続的な森林経営を確立するとともに、森林の保続培養を可能とする適正な伐採後の造林や人工林資源を活用するため作業路網等の積極的な整備を図るとともに、間伐などの森林施業が長期の視点に立って効率的かつ持続的に実施されるよう推進する。

なお、大径木の生産を目標とする場合にあっては、長伐期施業によることとし、原則として、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とする。

その区域は、別表2の長伐期を推進すべき森林に定めるものとする。

### 3 その他必要な事項

保安林その他の法令により施業の制限を受けている森林においては、上記の施業の方法にかかわらず、その制限に従って施業を実施することとする。

#### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

施業実施協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

#### (2) その他必要な事項

保安林その他の法令により施業の制限を受けている森林においては、上記の施業の方法にかかわらず、その制限に従って施業を実施することとする。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町においては、小規模零細な森林所有者が多いものの、森林組合や民間事業者により、長期の施業の受託が行われ、森林の所有と経営の分離を図るための森林経営計画の策定が進んでいる。

今後は、さらに高性能林業機械の導入や適正な林内路網の整備と併せて集約化が可能な森林において、森林経営計画の策定に取り組むこととする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

地域林業の振興を図るため、「白浜町木材利用方針」に基づき、公共建築物等への地域材の利用を促進するとともに、地域材供給体制の構築と合わせて地域材の需要の拡大を図ることとする。

これを実現させるため、「地域プロジェクト」に「森林経営計画の策定促進」

の取り組みを位置付けたうえで、林地台帳等を活用して森林の経営の受託を促進し、素材生産の促進及び地域材利用促進に向けて取り組むこととする。

### 3 森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項

森林経営の受委託については、委託者である森林所有者と受託者である森林組合・林業事業体等が森林経営受委託契約を締結することとする。

森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内(5カ年間)において、受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権限と森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護に関する事項、また、施業や保護を実施するために必要な作業路網の設置及び維持管理に必要な権限の付与や施業に要する支出の関係を明確化するための項目を設定することに留意する。

このことを踏まえ、森林経営の受託による効率的な森林施業を継続して実施していくために、施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の実施及び皆伐並びに搬出間伐、木材販売、植栽、保育までを長期にわたり行う循環型施業を拡大することで、持続的な林業経営モデルを確立していく。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

なお、施業履歴等から森林整備が特に必要な区域において、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進める。

### 5 その他必要な事項

該当なし。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当町の森林面積の多くを占める林家等の森林所有者の多くは小規模所有者であることから、森林施業を計画的、効率的に行うため、町・森林組合・林業事業体・森林所有者等地域ぐるみで森林施業の推進体制を整備するとともに、各集落単位で間伐を始めとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位での森林施業の共同実施又は施業委託を図っていくこととする。

特に、当町の森林労働力の中心的な担い手である森林組合への施業委託の推進を通じて資本の整備、作業班の拡充・強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、高密作業路網の早急かつ計画的な整備、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合や林業事業体への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。

不在村森林所有者については、町の支援の下に森林組合や林業事業体が訪問等により森林管理の重要性の認識を深めるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととする。

また、施業実施協定が締結され、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合や林業事業体に委託する場合、町単独補助事業を活用し、施業実施協定の締結を推進することとする。

### 3 共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項を旨として作成するべきであることを記載する。

- (1) 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として、施業は、可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することを旨とすること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作業者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が

他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

(4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

作業道等の整備は、林業機械の導入による労働強度の軽減を含め、生産性向上による効率的な林業経営の改善を図るうえで基盤となる施設である。

さらに、当町のような森林所有形態が小規模で、なおかつ地形が急峻な条件の場合、きめ細かな森林施業を実施するためにも作業道等の整備は重要であり、既設の林道、作業道等との調整を図りながらその効果が十分達せられるようその整備を推進することとする。

[効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準]

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系 作業システム	40m以上	70m以上	110m以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系 作業システム	35m以上	50m以上	85m以上
	架線系 作業システム	20m以上	5m以上	25m以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系 作業システム	25m以上	35m以上	60m以上
	架線系 作業システム	15m以上	5m以上	20m以上
急峻地 (35°～)	架線系 作業システム	10m以上	—	10m以上

(注) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すべきものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

### 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 幹路網の作設に係る留意点

林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針に則り開設するものとする。

また、地形・地質・傾斜等を勘案のうえ、安全の確保、山地災害の防止に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮した適切な規格・構造とする。

##### イ 基幹路網の整備計画

基幹路網(林道及び林業専用道)の整備計画は、次表のとおりとする。

開設／拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
開設	自動車道	指定林道		市江川原谷	25,000m	2,601ha	○		開設計 11路線 61,400m
				広宇井	560m	427ha			
				市鹿野滝の川	8,000m	336ha			
				下の谷	3,000m	192ha			
				里谷	1,500m	100ha			
				熊野川	2,700m	188ha			
				岩津谷	700m	44ha			
				市鹿野合川	6,000m	101ha			
				上露	2,550m	173ha			
				温井谷大越	4,900m	245ha			
			玉伝深谷	6,540m	963ha				
拡張	舗装			見草	660m	285ha	○		舗装計 6路線 32,597m
	舗装			大瀬矢の口	2,800m	1,954ha			
	舗装			広宇井	4,000m	427ha			
	舗装			将軍川	18,934m	2,886ha			
	舗装			将軍川(支線)	4,425m	173ha			
	舗装			城	1,778m	175ha			
								合計 17路線 93,997m	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網の整備に係る事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設するものとする。

また、地形・地質・傾斜等を勘案のうえ、安全の確保、山地災害の防止に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

[細部路網の現状]

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4 その他必要な事項

その他森林の整備のために必要な施設の整備計画は、次表に示すとおりとする。

[その他森林の整備のために必要な施設の整備計画]

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

当町の林家の大部分は小規模所有者である。保有林は伐期に達しているものが

多い。

しかし、現在の林業を取り巻く情勢では、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多い。従って、森林施業の共同化等を通じて合理化を進めるとともに、農業との複合経営による経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

さらに、林業に就業する者の定着を図るため、定住環境の整備や所得の向上を図り、新規参入、女性の活躍・定着、高齢者等の適正な受け入れに努めるものとする。

また、森林組合については、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の効率化に努めるとともに、作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合としての機能を十分に発揮できるよう、各種事業の受委託の拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

#### (1) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

##### ア 林業労働者の育成

林業労働者の主たる就労の場である森林組合の各種事業の受委託の拡大を図りつつ、労務班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し技術研修会、林業講習会等を開催、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整理を行うこととする。

さらに、平成29年度から県農林大学校に林業研修部が新設されたことから、町としても人材育成に協力していくほか、OJT研修も積極的に活用していく。

また、町と森林組合等が一体となって、森林所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の取り組みを通じて森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していくこととする。

#### (2) 林業後継者等の育成

ア 県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討をすることとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとする。

イ 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発・普及及び後継者の育成に努めることとする。

#### (3) 林業事業体の体質強化

当町の林業の中心的な担い手である森林組合については、施業の共同委託化による受注体制の整備、経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより就労の安定化、近代化に努めることとする。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### (1) 林業機械の促進方向

当町の森林の人工林は保育・間伐等の施業が最も必要な時期となっている。また、今後、主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。

しかし、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことから、機械化の遅れは顕著である。

林業就労者の減少傾向の中にあって、林業施業の合理化を図るためには、林業の機械化は必要不可欠であることから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るために傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を図るものとする。

〔高性能機械を主体とする林業機械の導入目標〕

作業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒 造林 集材	町内一円	チェーンソー	チェーンソー
		プロセッサ	プロセッサ
		グラップル	グラップル
		ダンプトラック	フォワーダ
		集材機(架線ウインチ)	運材用ダンプトラック
		集材機(ラジキャリ)	グラップルアーム付き荷
		フォークリフト	台換装型ダンプトラック
	スイングヤーダ	集材機 スイングヤーダ	
造林 保育 ほか	地拵え	チェーンソー、刈払機	チェーンソー、刈払機
	下刈	刈払機	刈払機
	枝打ち	人力	人力

### (2) 林業機械の導入促進方策

- ア 森林組合等によるプロセッサ等の高性能林業機械の導入
- イ 森林組合等による林内作業車両や運材車両等の導入
- ウ 間伐を早急に実施するため、森林組合等の集材機等の導入
- エ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため、県の実施する研修会等へ

の積極的参加等の推進及び林業における安全性の確保及び生産コストの低減化

オ 架線集材の安全性向上と省力化を図るため、油圧集材機及び架線式グラブの導入

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

当町における素材の生産流通・加工については、林業家の大幅な減少により低迷している。

製材工場は、いずれも中小規模の個人経営であり、規模の拡大も余り望めない現状である。

木材の流通に対する施策としては、間伐中心にその計画的実行を図り、間伐材の有効利用を目指す。

木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

特用林産物については、生産が行われてはいるが、いずれも個人経営で小規模であり、生産量はほぼ横ばいである。

今後については、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、農協と連携して販路拡大に努め生産振興を図ることとする。

また、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとする。

木材の流通、加工、販売施設等の整備及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画を推進する。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣	鳥獣害防止の方法	備考
ニホンジカ	次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独、又は組み合わせて推進する。 なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携するものとする。	特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

###### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

###### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認について、地元猟友会等と協力し、適切に取り組むものとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

#### 第2 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

#### (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方法

森林病虫害等については、森林総合監理士、林業普及指導員又は林業試験場と連携し、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。防除の方法については、薬剤散布や伐倒駆除等、被害状況及び被害地域の周辺状況等を勘案し、適切なものとする。

なお、森林病虫害等の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐倒の促進に関する指導を行うことがある。

#### (2) その他

実施にあたり、実施時期、実施区域、実施方法について関係者の意見を反映し、地元住民に説明を行うことにより、適正かつ円滑な防除事業を行うこととする。

### 2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、区域内と同等の対策を講じることとし、人工林の間伐による下層植生の回復、広葉樹の植栽等による多様な森林づくりなど、様々な野生鳥獣が生息できる環境を整え、人間と野生鳥獣の棲み分けを図る。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事の森林被害を未然に防止するため、火災の発生が多い時期においては、山火事防止の普及啓発や森林巡視等の強化に努めることとする。

また、保安林等保全上重要な地域を中心に、防火帯林道等の整備に努めることとする。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れについては、病虫害等の被害を受けているまたは被害を受けやすい森林であり、森林を健全に保つ観点から火入れをして更新を行うことが望ましいと判断される場合に実施するものとする。

なお、実施にあたっては防火帯を設けるとともに人員の配置についても考慮することとする。

## 5 その他必要な事項

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備 考
該当なし	該当なし

※ 病虫害外の蔓延を防止するため緊急的に伐倒駆除等を行う必要が生じた際には、これを促進することに限り、町長が個別に判断するものとする。

### (2) その他

当町における松くい虫の被害状況は、近年横這い状態となっているが、依然として高齢級のクロマツ・アカマツ林を中心に、森林病虫害防除事業により被害の予防を実施することにより、被害地域の拡大防止に努めているところである。

山林火災の予防と合わせて地域住民に対する啓発活動を積極的に行い、地域と一体となって健全な森林育成に努めることとする。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

次に掲げる森林については、森林浴、自然観察等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)					
位置	林班・小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他
平草原公園	旧白浜 401-2-二-1	12.1		12.1			

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

明るく色調に変化を有する森林を維持し、又はその状態に誘導することとして、次に示す方法に従って、施業を実施するものとする。

施業の区分	施業の方法
伐採	択伐を原則とする。
造林	伐採後は速やかに植栽または更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。 植栽は景観を維持、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保育	当該森林は、特定施業森林区域であり、広葉樹育成を推進すべき森林の保育の方法に従い行なうものとする。

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

#### (1) 森林保健施設整備

施 設 の 整 備	
整備することが望ましい施設	管理施設、遊歩道、レクリエーション施設
留意事項	自然環境の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とする配慮をすること。 遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配慮するとともに快適な利用がなされるよう、定期的に刈り払い等の整備を行うこと。

#### (2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高(m)	備 考
スギ	19.4	45年生
ヒノキ	16.7	50年生

### 4 その他必要な事項

森林機能の管理、運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努めることとする。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項について十分留意のうえ、適切に計画するものとする。

#### (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づいて、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる複数林班にわたる区域の範囲を定めるものとする。

具体的には、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等の地域の実情を総合的に勘案して、造林、保育、伐採及び木材の搬出が一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林について、区域の範囲を定めるものとする。

当町の区域設定については、別表4に区域毎に林班により特定できるように示す。

なお、経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画に公告された後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

#### (2) その他

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防、その他森林の保護に関する事項

## 2 生活環境の整備に関する事項

[生活環境の整備計画]

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

Ⅱ、第5の2に記載のとおり。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設については、熊野古道とその周辺の森林を活かしながら、林業、産業振興との結びつきの中で効果的な利用促進を図る。

熊野古道とその周辺の森林については、今後一層入り込み者の増大が想定されるので、景観、環境を保全するため、「熊野古道大辺路富田坂及び仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例」の適切な運用を図る。また、周辺での伐採等を行う場合は、白浜町教育委員会等関係機関と協議して行うこととする。

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

みどりの少年団を対象とした森林教室、野外活動の推進、炭琴演奏、木材愛好団体等による木工体験等地域資源の有効利用を普及するとともに、小・中学生をはじめとした町民に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、森林・林業プログラムを組み込み、間伐や広葉樹の植栽等を通じて森林づくりへの直接参加を推進する。

### (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

富田川、日置川は、1市2町の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、住民や各種団体等へ分収造林契約を利用した水源の森造成に参加してもらおうよう、働きかけることとする。また、フィールド提供などで森林ボランティア団体等と一体となった活動に積極的に取り組むこととする。

### (3) 森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策に関する事項

県が主体展開している「企業の森」事業について、その取り組みに町として協力していくこととする。

- (4) その他  
該当なし。

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

意向調査を計画的に実施し、森林所有者から経営管理権を取得した森林については、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図る為の森林施業を推進すべき森林の施業方法を考慮して、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画で設定した経営管理の内容を着実に実施するものとする。

## 7 その他必要な事項

### (1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合等との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

### (2) 町有林の整備

当町は現在、人工林を中心に約556ヘクタールの森林を保有している。森林の施業の方針と保護に関する方針の策定や管理については、森林組合に委託し、計画的かつ効率的な路網の整備を推進するとともに森林の公益的機能の維持増進を図り、合理的で、持続性のある森林施業が行えるように森林経営計画の策定を行い適切に管理するものとする。

また、熊野古道周辺については、長伐期化、複層林化及び広葉樹林造成等によって景観に配慮した森林整備を行うこととする。

### (3) 「白浜町木材利用方針」に基づく公共建築物等の整備推進計画

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。）第12条第1項の規定に基づき、和歌山県が定める和歌山県木材利用方針（平成24年2月6日付け林第583号和歌山県知事通知）に即して策定するものである。

当町の建築物等における木材の利用の促進を図るため、建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、当町が整備する公共建築物等における木材の利用の目標、その他木材の利用の促進に関する必要な事項を定めている。

当町が整備する公共建築物等における木材利用に積極的に努めるとともに、可能な限り町内または和歌山県内の森林から産出され、及び加工された木材かつ合法性が証明されたものを使用することとする。

以上に基づく整備計画は次表に示すとおりとする。

#### 公共建築物等の整備推進計画

実施予定年度	施設等の種類	施設名	実施主体	木造化・木質化の種別	木材使用量		事業概要等
					内装材等面積 (㎡)	構造材及び内装材等材積 (㎥)	
令和9年度	公共建築物	(仮) 児童館複合施設	白浜町	未定	未定	未定	
合計							

#### (4) 盛土規制法に関する事項

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、指定された規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守することとする。

#### (5) その他

保安林その他の法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を推進する。